

南三陸町安全・安心なまちづくり条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 町、町民及び事業者の役割（第4条—第7条）

第3章 要配慮者への配慮（第8条）

第4章 安全・安心の日等（第9条・第10条）

第5章 地域安全指導員（第11条—第16条）

第6章 補則（第17条）

附則

平成23年3月11日午後2時46分、国内観測史上最大の規模となる東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震は、広く一般に普及した想定を遥かに超える規模の大津波を発生させ、この大津波は、正に人知を超えた猛威を振るい、多くの尊い人命、財産を一瞬にして奪い去り、かけがえのない私たちのふるさとに未曾有の被害をもたらした。原子力発電所の事故をも生み、後に東日本大震災と呼ばれることとなったこの災害は、南三陸町、宮城県のみならず、太平洋沿岸の各地域、そして我が国に甚大な被害、影響を及ぼし、私たちは、自然に対する人の無力さ、自然に立ち向かうことの限界を改めて痛感した。

こうして記憶される自然災害に加え、私たちの日々の暮らしには、都市化や人間関係の希薄化が進むにつれ増加し凶悪化する犯罪、生活環境の利便性が向上するにつれ増加し重大化する事故といった危険も存在する。これらは、各個人の力では到底防ぎきれず、私たち人類の共通した願いである安全で安心できる日々の暮らしを脅かすものとして、今この時も存在する。

私たちの生命、財産及び暮らしを守るためには、安全で安心できるまちづくりについて、私たち自身が考え、積極的に、かつ、協働して進めていかなければならず、それこそが、未来の命、暮らしをも守ることにつながると確信する。そしてまた、そうしたまちづくりを、東日本大震災により大きな被害を受けた私たちだからこそできると信じ進め、発信していくことは、東日本大震災の発生後において全国、世界中から寄せられた数え切れないほどの支援に応える使命であると考えている。

ここに、未来にわたり海、山と共に生き、誰もが安心して暮らせる安全なまちの創造を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安全・安心なまちづくりに関し必要な基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、安全・安心の確保及び推進に関する

施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「安全・安心なまちづくり」とは、災害による被害の防止及び軽減並びに犯罪及び事故の防止に関する活動、環境の整備その他の安心して暮らすことのできる安全な地域社会を築くための取組をいう。

(基本理念)

第3条 安全・安心なまちづくりは、町、町民及び事業者の相互の協力により、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 町、町民及び事業者の自主性が発揮され、かつ、それぞれが持つ能力に応じた適切な役割の分担及び相互の連携が図られること。
- (2) 町、町民及び事業者が、自らの安全は自らが守る意識を基本とし、過去の災害、犯罪及び事故から得た教訓を日常の活動に生かし、非常時（災害、犯罪、又は事故が発生したときをいう。以下同じ。）に備えること。
- (3) 安全・安心なまちづくりを次代の社会に伝承していくこと。

第2章 町、町民及び事業者の役割

(町の役割)

第4条 町は、町民、事業者等と連携を図りつつ、次に掲げる施策を常時かつ継続して実施するものとする。

- (1) 町民、事業者等に対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- (2) 町民及び事業者が自主的に実施する安全に関する活動に対する支援
- (3) 安全な地域社会の実現のための環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施策

2 町は、非常時においては、町民、事業者等の協力を得て、直ちに必要な措置を講じるものとする。

第5条 町の一般職の職員は、町民の安全の確保に寄与するため、安全に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、地域における安全・安心なまちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第6条 町民は、安全・安心なまちづくりへの理解を深め、日常生活において自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域における安全・安心なまちづくりに関する活動に積極的に取り組み、及び町が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 町民は、非常時においては、相互に協力し、自ら積極的に活動するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、

地域社会を構成する一員として、地域における安全・安心なまちづくりに関する活動に積極的に参画し、及び町が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、非常時においては、その保有する能力を町民の安全の確保のために提供するよう努めるものとする。

第3章 要配慮者への配慮

(要配慮者への配慮)

第8条 町は、安全・安心なまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、要配慮者（子ども、高齢者、障害者、女性、観光客その他の非常時において配慮を要する者をいう。次項において同じ。）に配慮しなければならない。

- 2 町民及び事業者は、要配慮者のプライバシーの確保及び要配慮者個人の情報の保護に配慮しつつ、地域において要配慮者が安心して暮らすことができるよう配慮するとともに、非常時においては、要配慮者のうち特に支援を要するものへの支援の実施に努めるものとする。

第4章 安全・安心の日等

(安全・安心の日の設定)

第9条 広く安全・安心なまちづくりについての関心と理解を深めるとともに、東日本大震災から得た教訓を伝承するため、南三陸町安全・安心の日（以下この条において「安全・安心の日」という。）を設ける。

- 2 安全・安心の日は、毎月11日とする。
- 3 町は、安全・安心の日においては、その設置の趣旨にふさわしい事業を実施し、並びに町民及び事業者による各種活動を推進するよう努めなければならない。

(訓練の実施)

第10条 町は、毎年1回以上、町民、事業者等が参加する訓練（地震・津波の発生その他非常時に対応するための訓練をいう。）を主催しなければならない。

- 2 町民及び事業者は、前項の訓練に積極的に参加し、自助（非常時において自らを守ることをいう。）及び共助（非常時において地域社会がお互いを守ることをいう。）の仕組みづくり及びその確立に努めるものとする。

第5章 地域安全指導員

(指導員の設置)

第11条 町民及び事業者への安全・安心なまちづくりに関する意識の普及啓発及び必要な助言・指導を行うため、南三陸町地域安全指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(指導員の任命)

第12条 指導員は、安全・安心なまちづくりに関する知識を有し、実行力を有する者

のうちから町長が任命する。

(指導員の定数等)

第13条 指導員の定数は、10人以内とする。

2 指導員に主任指導員1人を置き、必要があるときは副主任指導員を置くことができる。

(指導員の任期等)

第14条 指導員の任期は、3年とする。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 指導員は、再任されることができる。

(指導員に対する報酬及び費用弁償)

第15条 指導員には、次に掲げる報酬を支給する。

(1) 主任指導員 年額 32,400円

(2) 副主任指導員 年額 26,300円

(3) 指導員(前2号に掲げる者を除く。) 年額 21,500円

第16条 指導員が安全・安心なまちづくりに関する業務に従事した場合においては、費用弁償として従事1回につき2,300円を支給する。ただし、会議(指導員の安全・安心に関する知識の習得、向上等のために町が主催する会議に限る。)に出席した場合には、1,000円とする。

2 指導員が公務のために旅行した場合には、旅費を支給する。この場合において、支給する旅費の額及び種類は、町の一般職の職員に支給する旅費の例による。

第6章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(南三陸町犯罪のない安全・安心まちづくり条例の廃止)

2 南三陸町犯罪のない安全・安心まちづくり条例(平成19年南三陸町条例第26号)は、廃止する。

(南三陸町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 南三陸町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年南三陸町条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表安全・安心まちづくり推進会議委員の項及び地域安全指導員の項を削る。